

契約者貸付申込書(法人用)

平成6年4月1日以降、初めて契約者貸付をご利用の場合のみご提出ください

エヌエヌ生命保険株式会社 御中

社 用 欄

貴社の保険約款・契約者貸付条項にしたがって、下記契約の契約者貸付を申し込みます。

記入日

請求書を記入される日付
(未来日付は不可)

年

月

日

オレンジ枠内をご記入
または押印ください。



保険証券番号

第

号

契約者
〈申込者〉
(ゴム印可)

法人名および代表者職位・氏名

申込印

登記印

日中連絡先 () — (担当者名/部署名)
ご記入いただいた電話番号に当社から照会・確認のお電話をさせていただく場合があります。

※別添の〈貸付条項〉を必ずご確認ください。

※平成6年(1994年)4月1日以降、初めて契約者貸付の請求をされる場合は、必ず「契約者貸付請求書、および保険証券もしくは本人確認書類」とともに本申込書をご提出ください。
(ご提出がない場合はお手続きのお取り扱いができません。ただし、2回目以降のお手続きの際は、本申込書は不要です。)

※本申込書のご提出にあたり、印紙税(200円)を納付していただく必要がありますが、貸付金より同額を差し引き、当社が代行納付いたします。
もし、貸付金の満額着金をご希望される場合は、以下の点線枠内に「収入印紙:200円」を貼り付け、申込印と同一印にて割印を押印ください。

印紙税(200円)は貸付金より
差し引いて当社が納付します。

※お客さまご自身で本請求書類をプリントアウトされる場合、「契約者貸付請求書」と本申込書を
両面コピーしないでください。

保 険 会 社 使 用 欄	拠点受付	本社完備	申込書
			☐ 必 要 ☐ 不 要

必要書類

必要書類

書類名	ご説明	
平成6年4月1日以降初めて契約者貸付を請求される場合	一保険証券につき、申込書一枚が必要となります。その場合、対象の保険証券番号を記載のうえ必要枚数を必ずご提出ください。 (但し、契約当時は一括保険証券扱いで、その後契約内容の変更等により個別証券扱いへ変更された場合は、保険証券番号毎に申込書が必要となります。)	
▶ 契約者貸付申込書		
▶ 契約者貸付請求書	記入方法をご参照のうえ、必要事項を <u>ご契約者様ご自身で</u> ご記入・押印ください。	
▶ 保険証券(※) または法人の本人確認書類	保険証券を紛失された場合、もしくはご提出されない場合、ご契約者様に関する右記本人確認書類の <u>いずれか</u> をご提出ください。	法人の本人確認書類 法人の印鑑証明書(発行後6ヶ月以内) コピー可 履歴事項全部証明書(発行後6ヶ月以内) コピー可
対象のご契約によりご提出が必要な場合		
▶ 取引時確認書(法人用)	記入例と「ご提出のご案内」をご参照のうえ、ご記入ください。	
請求書1通で複数件の手続きを請求する場合		
▶ 同封の確認書	確認書に記載した証券番号のうち1枚目のNo.1に記載した証券番号を請求書の証券番号欄にご記入ください。	

※一括証券に関しては、原本ご提出のかわりにコピーでもお取扱いをいたします。なお、コピーをご提出いただく際には保険証券の保険証券番号記載面の全面をコピーのうえ、ご提出ください。あわせて、保険証券番号・保険契約者名・保険証券の(再)発行日が特定できることをご確認ください。

重要事項のご説明

下記重要事項をご一読いただき、内容を確認のうえご了承ください。(本頁はお手元に保管ください。)

契約者貸付の元利合計額(保険料自動振替貸付の元利金残額がある場合、これらを合算した金額)が解約返戻金額を上回った場合、当該保険契約は普通保険約款の規定にもとづき失効します。

貸付利率および貸付金の返済について

貸付利率について

貸付利率は、該当契約の契約日によって適用される利率が異なりますのでご注意ください。(令和4年(2022年)4月1日より下記利率に改定)

貸付利率一覧	契約者貸付を請求するご契約の契約日(契約日は保険証券にてご確認ください。)	貸付利率
	平成7年(1995年)4月1日 以前のご契約	年 6.25% 複利
	平成7年(1995年)4月2日 から 平成8年(1996年)4月1日 までのご契約	年 5.00% 複利
	平成8年(1996年)4月2日 から 平成11年(1999年)4月1日 までのご契約	年 3.10% 複利
	平成11年(1999年)4月2日 から 平成22年(2010年)3月1日までのご契約 (但し、保険種類が終身ガン保険(10)であるご契約を除く) および 平成11年(1999年)4月2日以降の変額保険のご契約	年 2.50% 複利
	平成22年(2010年)3月2日以降のご契約(変額保険を除く) および平成22年(2010年)2月15日以降の終身ガン保険(10)のご契約	年 1.85% 複利

なお、貸付金に対する利息は、適用される貸付利率により日割計算され、年単位の貸付日の応当日毎に元金に繰り入れられます。

貸付金の返済について

貸付金の返済については、全額一括返済でも一部返済でもどちらでも可能です。但し、一部返済の場合は返済日時点における利息額以上の金額をご返済いただく必要があり、返済金は利息の返済から充当します。

なお、同一契約において、保険料自動振替貸付と契約者貸付の両方の元利金残高がある場合は、以下の順にて返済金を充当します。

- ① 保険料自動振替貸付利息 ② 保険料自動振替貸付元金 ③ 契約者貸付利息 ④ 契約者貸付元金

個人情報等の取扱いについて

当社は個人情報保護に対する取組み姿勢として、「個人情報保護方針(プライバシー・ポリシー)」を策定しております。お手続の前に、当社ホームページにてご確認ください(右記の二次元コードからもアクセスできます)。
URL: <https://www.nnlife.co.jp/company/policies/cldata>
当社ホームページにて確認ができない場合は、説明資料を送付します。当社サービスセンターまでお問合せください。
エヌエヌ生命サービスセンター: 0120-521-513 [受付時間] 9:00~17:00(土・日・祝日および12/31~1/3を除く)



契約者貸付申込書／契約者貸付請求書(法人用)記入例

- 記入は黒色のボールペンをご使用ください。消えるボールペンは使用できません。
- 枠内をすべてご契約者様が自署のうえ、押印してください。
- 記載内容を訂正する場合は、二重線で抹消のうえ必ず「請求・確認・同意印」と同一の印を押印してください。

契約者貸付申込書のご記入方法 ※平成6年4月1日以降、初めて契約者貸付をご利用の方のみご提出

申込書を記入される日付をご記入ください。

証券番号をご記入ください。(印字されている場合は必ずご確認ください。)

契約者貸付申込書(法人用)

エヌエヌ生命保険株式会社 御中
貴社の保険約款・契約者貸付条項にしたがって、下記契約の契約者貸付を申し込みます。

記入日 請求書を記入される日付 2025年 11月 2日
(実印日付を印す)

保険証券番号 1 2 3 4 5 6 7 8 号

法人名および代表者職位・氏名
株式会社 エヌエヌ商事
代表取締役 山田 太郎

申込印

日中連絡先 (03) 1111 - 2222 (担当氏名/部署名) 総務部 田中
ご記入いただいた電話番号に当社から開会・確認のお電話をさせていただきます場合があります。

法人名・代表者職位・代表者名・電話番号をご記入ください。(法人のゴム印可)
申込印は登記印を押印してください。
申込書をご記入される担当者のお名前・所属部署名・日中に連絡可能な電話番号もご記入ください。

契約者貸付請求書のご記入方法

請求書を記入される日付をご記入ください。

証券番号をご記入ください。(印字されている場合は必ずご確認ください。)

請求金額を以下よりどちらか選択のうえ、チェックをご記入ください。
①最高限度額
②金額を指定(金額を10,000円以上かつ10,000円単位にてご記入ください。)

送金口座には、必ずご契約者である法人様名義の口座をご指定ください。
同一法人名義以外の口座への送金については、一切承ることができません。
口座名義人は、カタカナでご記入ください。

当社にお届けいただいているご住所に変更がある場合のみ、新住所をご記入ください。
ご記入いただいた新住所を、今後のご契約者様住所として登録させていただきます。

契約者貸付請求書(法人用)

エヌエヌ生命保険株式会社 御中
貴社の保険約款・契約者貸付条項にしたがって、下記契約の契約者貸付を請求します。
※請求書を同時提出する場合は、請求書に記載の証券番号に加え、確認書に記載の証券番号の契約についても同時に手続することに同意します。

記入日 請求書を記入される日付 2025年 11月 2日
(実印日付を印す)

保険証券番号 1 2 3 4 5 6 7 8 号

契約者貸付する場合の注意事項について、別紙「重要事項のご説明」の内容を確認し、了知しました。

法人名および代表者職位・氏名
株式会社 エヌエヌ商事
代表取締役 山田 太郎

日中連絡先 (03) 1111 - 2222
(担当氏名/部署名) 総務部 田中
ご記入いただいた電話番号に当社から開会・確認のお電話をさせていただきます場合があります。

請求・確認・同意印

請求金額
いずれかをご指定ください。(確認書添付時のみ下記指定は不要)
☐ 最高限度額
☒ 右記金額を指定 ¥ 3 0 0 0 0 0 0

送金口座
ご契約者である法人様名義の口座をご指定ください。
金融機関名 ○× 銀行 支店名 シブヤ 口座種別 普通(預金) 口座名義人 カ エヌエヌショウジ
※送金種目に○がない場合は「普通(預金)」とみなします。
※ゆうちょ銀行への送金をご希望の場合は、支店名欄に「ゆうちょ」(3桁の漢数字)をご記入ください。
※口座のご指定がない場合は、保険料引当口座へ送金いたします。

新住所 住所変更のみ
〒 市 区 TEL ()

訂正した箇所には二重線で抹消のうえ、必ず「請求・確認・同意印」を押印ください。

法人名・代表者職位・代表者名・電話番号をご記入ください。(法人のゴム印可)
請求書をご記入される担当者のお名前・所属部署名・日中に連絡可能な電話番号もご記入ください。

別紙「重要事項のご説明」の内容を確認・同意のうえ、「請求・確認・同意印(登記印)」を押印してください。

⚠ お手続きについて

1. 契約者貸付は、該当契約(契約者貸付の取扱が可能な保険種類に限る)の貸付日時点の解約返戻金の9割までを貸付限度としてお取り扱いします。なお、該当契約に未経過保険料等がある場合であっても、これを契約者貸付の担保とすることはできません。
2. 請求を行うご契約が失効している場合は、契約者貸付のお手続きはできませんので、復活手続きのうえ、ご請求ください。また、保険契約のその他の状況によっても、契約者貸付のお手続きができない場合があります。
3. 貸付金は、請求書を当社の本社にて受付した日(必要書類に不備がある場合、当該書類が完備となった日)の翌日からその日を含めて5営業日以内に、ご指定の口座宛に送金処理を行います。

ご不明点のお問い合わせは、こちらで承ります。

エヌエヌ生命サービスセンター

0120-521-513 <https://www.nnlife.co.jp>

9:00~17:00(土・日・祝日および12/31~1/3を除く)

マイページにご登録ください。

スマホやパソコンで、簡単に契約内容の照会や住所変更のお手続きなどをご利用いただけます。



マイページのご登録には
こちらのコードから



法人のご契約者さまへ ～ご提出書類のご案内～

当社においては、マネー・ローンダリング対応策の一環として、お手続きに際し下記必要書類のご提出をお願いしております。同封の該当用紙にご記入いただき、必要書類と併せてご提出ください。

ご提出いただく書類

取引時確認書(法人用)

▶ ご記入・押印ください。

契約者法人さまの本人確認書類

右記①または②をご提出ください。

〔発行後6ヶ月以内の原本またはコピーをご提出ください。〕

① 法人の印鑑証明書

または

② 履歴事項全部証明書

法人の取引担当者さまの本人確認書類

▶ 本人確認書類を1点ご提出ください。

[有効期限内で、氏名・住所・生年月日・書類名称・有効期限が特定できる部分のコピーをご提出ください。]

● 運転免許証(運転経歴証明書) 表裏両面コピー

● マイナンバーカード 顔写真のある表面のコピー

※マイナンバーの記載がある裏面の提出は不要です。

● 住民票の写しまたは住民票の記載事項証明書

発行後6ヶ月以内の原本またはコピー

※マイナンバーの記載がないものをご提出ください。

そのほかのお手続きに必要な書類は各種請求書「必要書類」ページをご確認ください。

なお、ご提出いただいた書類等により、追加で書類の提出をお願いすることがあります。予めご了承くださいますようお願いいたします。

取引時確認書(法人用)

お手続きに必要な書類です。
必ずご提出ください。



弊社では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)」「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(実特法)」およびマネー・ローンダリング等対応に関する当社規定に基づき、ご契約者さまに以下の質問事項への回答および書類のご提出をお願いしております。なお、ご回答および書類のご提出にご協力いただけない場合は、法令等および当社規定に基づき、お手続きを承ることができませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

1～6についてすべてご記入ください。

記入日

年

月

日

1. 取引担当者の本人確認について ※監査役は法人の取引担当者となることができません。現住所が確認できる本人確認書類をあわせてご提出ください。

私は今回の手続きに関し、契約者から委任を受け、当該権限に基づき手続きを行うことに同意いたします。

※権限確認のため弊社よりお電話を差し上げる場合がございます。

フリガナ氏名

男
女

ご自宅住所

〒

—

生年月日

昭
平

年

月

日生

役職

2. ご契約者さまについて

①請求者名(法人の名称)

代表者以外の者が手続きを行う場合、当該手続きに関する一切の権限を上記取引担当者に委任することをご確認いたします。

②居住地域

日本
日本以外

同意印と同一印

③請求者住所

④(②が日本以外の場合)居住地域および外国納税者番号

※発行国の法令により、納税者番号の金融機関等への提供が禁止されている場合は、その旨を記載してください。

⑤上記③の住所と②の居住地域が異なる場合は、その理由をご記入ください。

法人登記印

②日本と日本以外のいずれも居住地域に該当する場合は、「日本」と「日本以外」の両方を選択してください。税務上の居住地域が複数ある場合は、③に両方の住所を記載してください。

3. 事業内容について

①該当する主たる事業内容に☑してください。該当がない場合はその他にご記入ください。

☐ カジノ・ギャンブル ☐ 貸金業・両替業・外貨両替業・質屋 ☐ 資金移動業 ☐ 宝石・貴金属・美術品・骨董品取扱業 ☐ その他

必ず具体的にご記入ください↓

②別紙1をご確認のうえ、関係がある国に☑してください(複数選択可)。該当がない場合は「該当なし」に☑してください。

☐ イラン ☐ キューバ ☐ 北朝鮮 ☐ スーダン ☐ シリア ☐ ミャンマー ☐ 該当なし

4. 外国PEPsに関する確認

法人の代表者および実質的支配者、またその家族(配偶者(事実上、婚姻関係と同様の事情にある方を含みます)、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母および子)が現在および過去において外国PEPs※に該当しますか。

該当しない

該当する

※外国PEPsとは、外国において特に重要かつ公的な機能を任されているまたは任せられてきた個人をいいます。(例) 国家元首、首相、高位の政治家、政府高官、司法当局者、軍当局者、国有企業の上級役員

5. 代表者さま情報について (取引担当者と同一の場合は、氏名のみご記入ください。)

フリガナ氏名

男
女

生年月日

昭
平

年

月

日生

ご自宅住所

〒

—

フリガナ氏名

男
女

生年月日

昭
平

年

月

日生

ご自宅住所

〒

—

*複数名の場合は全員分ご記入ください。3名以上は追加で書類をお送りしますので、ご連絡ください。

6. 法人の実質的支配者について 契約者の関係に☑のうえ、実質的支配者の情報をご記入ください。(複数名いる場合は、全員の情報をご記入ください。)

契約者との関係については、別紙2にてご確認ください。

☐ A 25%超の議決権等(※)を有する者 ☐ B 支配的な影響力を有する者 ☐ C 法人を代表し、その業務を執行する者

※資本多数決法人の場合…議決権
上記以外の法人の場合…収益/事業に係る財産総額、収益の配当等の分配を受ける権利

貴法人の実質的支配者について下記項目①～⑦をご記入ください。

税務上の居住地域が複数ある場合は、③に両方の住所を記載してください。
④は「日本」と「日本以外」の両方を選択してください。

①氏名

フリガナ

男
女

②生年月日

昭
平

年

月

日生

③現住所

〒

—

④税務上の居住地域

日本
日本以外

④が日本以外の場合)居住地域および外国納税者番号

※発行国の法令により、納税者番号の金融機関等への提供が禁止されている場合は、その旨を記載してください。

⑥③現住所と⑤居住地域が異なる場合、その理由をご記入ください。

⑦法人番号

貴法人が日本法人でかつ実質的支配者の税務上の居住地域が日本以外である場合、貴法人の法人番号通知書の写しをご提出ください。

①氏名

フリガナ

男
女

②生年月日

昭
平

年

月

日生

③現住所

〒

—

④税務上の居住地域

日本
日本以外

④が日本以外の場合)居住地域および外国納税者番号

※発行国の法令により、納税者番号の金融機関等への提供が禁止されている場合は、その旨を記載してください。

⑥③現住所と⑤居住地域が異なる場合、その理由をご記入ください。

⑦法人番号

貴法人が日本法人でかつ実質的支配者の税務上の居住地域が日本以外である場合、貴法人の法人番号通知書の写しをご提出ください。

ご記入いただいた内容により、追加で書類の提出をお願いすることがあります。予めご了承くださいますようお願いいたします。

※本届出書をご提出後にお客さまの税務上の居住地域に変更があった場合は、変更があった日(変更が実質的支配者に係るものである場合は、変更を知った日)から3ヶ月を経過する日(法人または特定組合員等である場合は、変更があった日と同じ年の12月31日または変更があった日から3ヶ月を経過する日のいずれか遅い日)までに、本届出書を再度提出いただく必要があります。お客さまからご提供いただいた情報について、ご契約者または実質的支配者(一定の法人のみ)の居住地域が日本以外である場合など一定の要件を満たした場合、弊社はお客さまのご契約情報を国税庁(所轄税務署長)に報告いたします。ご提出いただいた法人番号通知書の写しは、本届出書の一部を構成するものとしてお取扱いいたします。

取引時確認書(法人用) 記入例

- 記入者：取引担当者(お手続き担当者)様にご記入をお願いいたします。
- 法人代表者が複数(3名以上)いる場合：法人代表者様が3名以上の場合、お手数ですが事前にごコピーをお取りいただき、2枚目にご記入ください。
- 訂正は二重線で抹消のうえ、必ず「同意印」を押印ください。

- ① 法人名をご記入ください。
- ② 法人の登記上の所在地にマルをご記入ください。
- ③ 法人の登記上の所在地をご記入ください。
- ④⑤は該当する場合にご記入ください。

- ① その他の場合は[]に具体的にご記入ください。
- ② 該当がない場合は「該当なし」にチェックをご記入ください。

登録されている代表者様全員についてご記入ください。

【3名以上の場合】
新たな「取引時確認書」
にご記入ください。
その場合、法人名
のご記入と同意印の押印
をお願いいたします。

別紙2の確認チャート
をご確認のうえ、ご記
入ください。

取引時確認書(法人用)

お手続きに必要な書類です。必ずご提出ください。

1～6についてすべてご記入ください。

記入日 2026年10月2日

1. 取引担当者の本人確認について ※監査役は法人の取引担当者となることができません。居住所が確認できる本人確認書類をあわせてご提出ください。
私は今回の手続きに際し、契約者から委任を受け、当該権限に基づき手続きを行うことに同意いたします。

氏名 フリガナ タナカ イチロウ 性別 男 年齢 55歳 生年月日 55年8月5日生 住所 〒101-1111 東京都渋谷区渋谷3-2-1 役職 総務部長

2. ご契約者さまについて
代表者以外の者が手続きを行う場合、当該手続きに関する一切の権限を上記取引担当者に委任することをここに確認いたします。

1. 請求者名(法人の名称) 株式会社 エヌエヌ商事 2. 居住地域 同意印と同一印 日本(日本以外)

3. 請求者住所 101-1111 東京都渋谷区渋谷5-4-3

(2)が日本以外の場合 ※旅行国の法令により、契約者番号の取得が義務付けられている場合は、その旨を記載してください。 (3)上記③の住所との居住地域が異なる場合は、その理由をご記入ください。

4. 外国PEPsに関する確認
法人の代表者および実質的支配者、またはその家族(配偶者(事実上、婚姻関係と同様の事情にある方を含みます)、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母および子)が現在および過去において外国PEPs※に該当しますか。 該当しない 該当する

5. 代表者さま情報について (取引担当者とは異なる場合は、氏名のみご記入ください。)
フリガナ ヤマダ タロウ 氏名 山田 太郎 性別 男 年齢 39歳 生年月日 39年10月30日生 住所 〒101-1111 東京都渋谷区渋谷1-2-3 渋谷中央マンション102
フリガナ ヤマダ アイコ 氏名 山田 愛子 性別 女 年齢 42歳 生年月日 42年4月2日生 住所 〒101-1111 東京都渋谷区渋谷1-2-3 渋谷中央マンション102

6. 法人の実質的支配者について 契約者の関係性 ①のうえ、実質的支配者の情報をご記入ください。(複数いる場合は、全員の情報をご記入ください。)
契約者との関係については、☒ A 25%以上の議決権等(※)を有する者 ☐ B 支配的な影響力を有する者 ☐ C 法人を代表し、その業務を執行する者
※資本多数決法の場合…議決権 上記以外の法人の場合…収益/事業に係る財産権、収益の配当等の分配を受ける権利

貴法人の実質的支配者について下記項目①～⑦をご記入ください。 ④は「日本」と「日本以外」の両方を選択してください。 ⑤は「日本」と「日本以外」の両方を選択してください。

1. 氏名 フリガナ ヤマダ タロウ 2. 性別 男 3. 年齢 39歳 4. 生年月日 39年10月30日生 5. 住所 〒101-1111 東京都渋谷区渋谷1-2-3 渋谷中央マンション102

6. 税務上の居住地域 日本 7. 税務上の居住地域 日本以外

8. 税務上の居住地域 日本 9. 税務上の居住地域 日本以外

ご記入いただいた内容により、追加で書類の提出をお願いすることがあります。予めご了承くださいませようをお願いいたします。

※本提出書をご提出後にお客さまの税務上の居住地域に変更があった場合は、変更があった日(変更があった日)から3ヶ月を経過する日(法人または特定委任者である場合は、変更があった日)まで、本提出書を提出いただく必要があります。なお、本提出書を提出いただいた日から3ヶ月を経過する日(法人または特定委任者である場合は、変更があった日)まで、本提出書を提出いただく必要があります。なお、本提出書を提出いただいた日から3ヶ月を経過する日(法人または特定委任者である場合は、変更があった日)まで、本提出書を提出いただく必要があります。

Secret POS SC-496_HM(2026/10)

ご提出が複数枚の場合、
1/2、2/2のように
ご記入ください。

書類を記入した日をご記入ください。

今回のお手続き担当者様についてご記入ください。
本人確認書類に記載されている住所をご記入ください。

請求書の同意印を押印してください。
訂正した箇所には二重線で抹消のうえ、同意印を押印ください。

該当の有無について
選択してください。

ご不明点のお問い合わせは、こちらで承ります。

エヌエヌ生命サービスセンター

0120-521-513 <https://www.nnlife.co.jp>

9:00～17:00(土・日・祝日および12/31～1/3を除く)

マイページにご登録ください。

スマホやパソコンで、簡単に契約内容の照会や
住所変更のお手続きなどをご利用いただけます。



マイページのご登録には
こちらのコードから



以下のいずれかに該当する場合、対象国に ☒ してください。

代表者、実質的支配者が複数名いる場合は、全員についてご確認ください。なお、国籍は問いません。

区分① 対象国: イラン、キューバ、北朝鮮、スーダン、シリア

- ・代表者・実質的支配者のいずれかが区分①の対象国に居住している場合
- ・契約者・代表者・実質的支配者のいずれかが区分①の対象国で事業を行っている場合
- ・契約者が区分①の対象国の法律に基づいて設立された法人である場合(日本において登記された法人を含む)
- ・契約者が区分①の対象国で事業に必要な免許登録などを行っている、または区分①の対象国に登記された事務所をもつ場合
- ・契約者・代表者・実質的支配者のいずれかが、区分①の対象国の政府、公的機関、または大使館を含むその代表の場合
- ・契約者・代表者・実質的支配者のいずれかが、区分①の対象国の政府の代理として活動している場合
- ・契約者が上述の一つまたは複数によって直接・間接的に所有・支配されている法人である場合
- ・契約者が区分①の対象国を原産地とする、区分①の対象国から輸出された、区分①の対象国へと輸出される、または区分①の対象国を経由して運ばれた物品・サービスを取扱いしている場合

区分② 対象国: ミャンマー

- ・代表者・実質的支配者のいずれかが区分②の対象国に居住している場合
- ・契約者・代表者・実質的支配者のいずれかが区分②の対象国で事業を行っている場合
- ・契約者が区分②の対象国の法律に基づいて設立された法人である場合(日本において登記された法人を含む)
- ・契約者が区分②の対象国で事業に必要な免許登録などを行っている、または区分②の対象国に登記された事務所をもつ場合
- ・契約者が区分②の対象国を原産地とする、区分②の対象国から輸出された、区分②の対象国へと輸出される、または区分②の対象国を経由して運ばれた物品・サービスを取扱いしている場合

法人の実質的支配者の確認チャート

以下のチャートに沿って、契約者法人の実質的支配者をご確認ください。

法人形態をご確認のうえ、質問 1 へ進んでください。

資本多数決法人の場合

- 株式会社
- 有限会社
- 投資法人
- 特定目的会社 等

質問
1

議決権の25%超を直接・間接(※1)に保有する個人がいますか。

Yes

該当する個人名を
全て記入(※3)

ただし、他に50%超の
議決権を直接または
間接に有している個人
がいる場合にはその
個人1名のみ記入く
ださい。

No

質問
2

25%超の議決権
保有と同等の支配力
を有する(※2)個人
がいますか。

Yes

該当する
個人名を
全て記入

No

契約者法人の
代表者名を
全て記入

契約者との関係

A

B

C

資本多数決法人以外の場合

- 一般社団・財団法人
- 特定非営利活動法人
- 学校法人
- 宗教法人
- 合名、合資、合同会社
- 医療法人
- 社会福祉法人 等

質問
1

収益総額の25%超の配当を受ける個人または、
収益総額25%超の配当を受けるものと同等以上
の支配力を有する(※2)個人がいますか。

Yes

該当する個人名を
全て記入(※3)

ただし、他に収益総額
の50%超の配当を
受ける個人がいる場合
にはその個人1名のみ
記入ください。

No

契約者法人の代表者名を
全て記入

契約者との関係

A

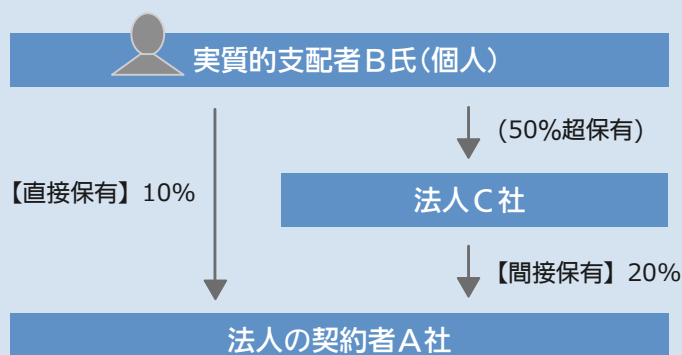
C

※1 間接に保有とは、「議決権の50%超を保有する支配法人」を通じて保有することをいいます。(下記例参照)

※2 出資、融資、その他取引等を通じて契約者法人の事業活動に支配的な影響力を有する状態をいいます。

※3 事業経営を実質的支配する意思または能力を有していないことが明らかな場合は除きます。

※1 実質的支配者が直接または間接に25%超の議決権を保有する例



B 氏は…

- A 社の議決権10%を直接保有
- 法人 C 社を通じて議決権20%を間接保有

合計30%の議決権を直接
または間接に保有する A 社の実質的支配者

※法人 C 社は、実質的支配者 B 氏が議決権の50%超を保有する支配法人

（お客様用）お手元に保管ください。

— 貸付条項 —

- 1. 貸付金の利息は、当社の定める利率で計算し、ご返済のない場合は貸付の日から1年毎に元金に繰り入れます。但し、追加で貸付を受ける場合は、追加貸付日に元金繰り入れを行い、この日を新たな貸付日とし、既貸付元利金との合算額を新たな貸付金とします。
- 2. 前項の利率は、毎年1月および7月の最初の営業日において見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合に、その利率を変更することがあります。利率を変更する場合は、1月の見直しの時は4月1日から、7月の見直しの時は10月1日から、既契約および新たな貸付に対し変更後の利率を適用します。
- 3. 貸付金は、いつでも全額または一部返済することができます。なお、期間の途中でご返済の場合には、利息を日割計算します。
- 4. 貸付金の元利合計額（保険料の振替貸付金がある場合は、その元利合計額を加えたもの）が保険契約の解約返戻金額を超えた場合は、普通保険約款の規定にもとづき、該当の保険契約は効力を失います。
- 5. 保険契約の消滅事由（無効、解約、または死亡・高度障害・満期保険金支払等の事由）が発生した場合、またはご契約内容の変更（保険金の減額、保険料払込期間の変更、保険期間の変更等）を行った場合には、保険契約者もしくは保険金等を受け取るべき者に対して支払う金額から貸付元利金を差し引いて精算します。
- 6. 保険契約者について、特別清算開始の命令、破産手続・民事再生手続・会社更生手続開始の決定がなされた場合、その他当社の債権保全を必要とする相当の事由が生じたと認められる場合は、その事由が発生した日に貸付金の返済期日が到来し、かつ保険契約は効力を失うものとし、その場合、貸付元利金は当社が支払うべき金額と相殺して精算します。
- 7. 平成11年4月2日の約款改訂に伴い、定期保険およびガン保険の約款に契約者貸付に関する規定が追加されました。なお、この規定は平成11年4月1日以前に締結された契約にも適用されます。契約日が平成11年4月1日以前のご契約については、お手元の普通保険約款に加え、下記の規定をご確認ください。

【平成11年4月2日改訂の定期保険普通約款より抜粋】	【平成11年4月2日改訂のガン保険普通約款より抜粋】
第17条 （保険契約者に対する貸付）	第20条 （保険契約者に対する貸付）
1. 保険契約者は、会社の定めるところにより、会社の承諾を得て、解約返戻金額（本条の規定による貸付金があるときは、その元利金を差し引いた残額）の範囲内で、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が会社所定の金額に満たない場合には、本条の貸付は取り扱いません。 2. 本条の規定によって貸付を受けるときは、保険契約者は、別表3に定める必要書類を会社に提出することを要します。 3. 本条の規定による貸付金の利息は、会社の定めた利率で計算します。 4. 保険契約者は、本条の規定による貸付金がある場合には、会社の定めるところにより、いつでも貸付元利金の全部または一部を返済することができます。ただし、会社は、次のときに、支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。 (1) 保険金が支払われるとき (2) 保険金額が減額されたとき (3) 保険期間または保険料払込期間が変更されたとき (4) 第1号以外の事由によって保険契約が消滅したとき 5. 本条の規定による貸付元利金が解約返戻金額をこえた場合には、保険契約者は、会社の定める金額を払込むことを要します。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。 6. 会社の指定した期日までに前項の払込みがなかった場合には、保険契約は効力を失います。	1. 保険契約者は、会社の定めるところにより、会社の承諾を得て、解約返戻金額（本条の規定による貸付金があるときは、その元利金を差し引いた残額）の範囲内で、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が会社所定の金額に満たない場合には、本条の貸付は取り扱いません。 2. 本条の規定によって貸付を受けるときは、保険契約者は、別表6に定める必要書類を会社に提出することを要します。 3. 本条の規定による貸付金の利息は、会社の定めた利率で計算します。 4. 保険契約者は、本条の規定による貸付金がある場合には、会社の定めるところにより、いつでも貸付元利金の全部または一部を返済することができます。ただし、会社は、次のときに、支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。 (1) 保険金または診断給付金が支払われるとき (2) ガン入院給付金日額が減額されたとき (3) 保険期間または保険料払込期間が変更されたとき (4) 第1号以外の事由によって保険契約が消滅したとき 5. 本条の規定による貸付元利金が解約返戻金額をこえた場合には、保険契約者は、会社の定める金額を払込むことを要します。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。 6. 会社の指定した期日までに前項の払込みがなかった場合には、保険契約は効力を失います。

※上記別表3および別表6に定める書類とは、(1) 当社所定の請求書、(2) 保険契約者の印鑑証明書、(3) 最終の保険料領収証、(4) 保険証券を指します。
会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

ご契約の保全手続きに際してご留意いただきたいこと

以下のお手続きをされるお客さまは必ずご確認ください。

現在のご契約を 解約・減額される場合	●ご契約をご解約されると、各種特約を含む本契約にかかる一切の保障は無くなります。 ●現在のご契約を解約・減額して新たなご契約のお申込みをされる場合は、多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、健康状態によっては、新たなご契約をお引き受けできない場合や保険料の負担が増すなどの不利益が生じる場合があります。 ●新たなご契約によっては、保険金などのお支払いができない期間（不担保期間）があります。また、現在のご契約を解約・減額する時期によって、保障されない期間が生じること、一定期間の保障内容の不足が生じることがあります。 ●新たなご契約について、責任開始の日から3年以内の自殺や、原因となる疾病や傷害などが責任開始の日以前に生じている場合などには、保険金などのお支払いや保険料の払込免除ができないことがあります。 ●現在のご契約を解約・減額する時期により、現在のご契約に対する保険料と新たなご契約に対する保険料のお支払いとが、重複することがあります。
払済保険への 変更をされる場合	払済保険への変更後は、保険金額が小さくなります。また、現在のご契約によっては、払済保険への変更後の保障内容が変更前の保障内容と異なる場合があります。
契約者変更を される場合	●法人から個人に契約者変更される場合は、新たな契約者である個人が前契約者である法人の取締役または理事である場合、会社法上、事前に取締役会(取締役会非設置会社の場合は株主総会)または理事会の承認が必要となります。 ●法人から法人に契約者変更される場合は、被保険者と新契約者の関係は、役員または従業員であることや、保険加入についての社内規程(生命保険契約付保に関する規定等)に基づいた手続きである必要があります。
契約者貸付を される場合	契約者貸付の元利合計額(保険料自動振替貸付の元利金残額がある場合、これらを合算した金額)が解約返戻金額を上回った場合、当該保険契約は普通保険約款の規定にもとづき失効します。

当社では保険本来の趣旨を逸脱するようなお手続きを防止するため、以下の対応を行っています。

失効後の請求権の消滅 および 解約返戻金の返還	失効後、復活または解約手続きを行わないまま所定の期間が経過した場合、約款の規定により解約返戻金の請求権が消滅し、原則、ご解約のお手続きをお受けできなくなることから、対象となる解約返戻金について、お客さまの口座に当社から返還します。
支払調書の発行 (個人への名義変更後)	所定の要件に該当した場合、解約・減額により発生した解約返戻金額をもとに支払調書を発行いたします。また、年間で複数回の減額手続きが行われるなどの租税回避行為が疑われる場合には、税務署等への情報提供を行う場合があります。
各種変更手続き	課税時期の調整、租税回避行為などが疑われる場合は、保全手続きの目的をご確認させていただくことがあります。また必要に応じて、税務署等への情報提供を行う場合があります。 ●課税時期を意図的に調整することを目的とした払済保険への変更 ●租税回避が疑われる法人から個人への名義変更（契約者変更） ●一定期間内において複数回の保全手続きが行われた場合 など

その他、保険本来の趣旨(保障等)を逸脱する行為、または租税回避の可能性が疑われる場合には、お手続きの目的等をご確認させていただく、もしくは、お手続きをお受けできないことがあります。



料金受取人払郵便

赤坂局承認

5025

差出有効期間
2028年6月
30日まで

切手を貼らずに
お出しください。

氏名	住所
	〒

〈差出人〉

エヌエヌ生命保険株式会社
サービスセンター 行

赤坂郵便局私書箱110号
(受取人)



該当するお手続きをチェックしてください。

- | | |
|------------------------------------|--|
| ☐ ご用立て金ご請求 | ☐ 給付金のご請求 |
| ☐ 名義変更・住所変更 | ☐ 保険料お支払関係書類 |
| ☐ その他 | ☐ インターネットサービス関係 |

1 0 7 - 8 7 8 0

定形郵便物 2 2 7



宛名ラベルのご使用方法

- ①左記宛名ラベルは、請求書とその他同封書類をお送りいただく際に限りご利用になれます。
- ②サイズを変えずに印刷してご利用ください。
- ③点線の切り取り線に合わせて裁断してください。
- ④定型の封筒の左上に合わせて、貼り付けてください。
- ⑤差出人欄に、必ずご住所・ご氏名をご記入ください。

ご 注 意

- ・印刷する際は、サイズ変更（拡大・縮小）をしないでください。
- ・定型の封筒をご用意ください。
- ・宛名ラベルが剥がれないようにしっかり糊付けしてください。
- ・この宛名ラベルには使用期限がございます。使用期限が過ぎている場合は使用できませんのでご注意ください。
- ・第三者への譲渡等を禁止します。

料金受取人払郵便	1 0 7 - 8 7 8 0
赤坂局承認	定形郵便物 2 2 7
5025	
差出有効期間 2028年6月 30日まで	エヌエヌ生命保険株式会社 サービスセンター 行
切手を貼らずに お出しください。	赤坂郵便局私書箱110号 (受取人)
氏名 住所	
〒	
該当するお手続きをチェックしてください。 ☐ ご用立て金ご請求 ☐ 給付金のご請求 ☐ 名義変更・住所変更 ☐ 保険料お支払関係書類 ☐ その他 ☐ インターネットサービス関係	